

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<https://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年2月8日まで縦覧に供する。

平成21年12月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ソーシャルベンチャーズ四国

真鍋 康正

高松市花園町1丁目2番11号

3 定款に記載された目的

この法人は、ソーシャルベンチャーに対し、必要な資金や人材を供給することや、幅広い情報発信、啓蒙などを行うことで、社会的課題の解決を支援し、豊かに暮らせる地域づくりに貢献することを目的とする。